

○08【チェックリスト番号⑧】定款及び登記事項証明書（法人）

○定款及び登記事項証明書

- 1 定款又は寄附行為の事業目的及び登記事項証明書の「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨（同様の行為を含む。）が含まれていること。含まれていない場合は、改正又は変更登記の後に申請することを原則とするが、速やかに改正又は変更登記をする旨の誓約書等を添付することで受理することも認められる。ただし、その場合には、後日、改正後の定款若しくは寄附行為又は変更登記後の登記事項証明書を提出すること。
- 2 登記事項証明書は、受付日前3か月以内に交付されたものであること。